

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日)

◇告 示  
目次  
保険医療機関等の指定 (保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

臨時種番検査の実施 (畜産課)

土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)

土地改良区連合の役員の就任 (〃)

県営土地改良事業に係る換地計画の決定 (二件) (〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (二件) (〃)

土地改良事業の認可 (二件) (〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (四件) (〃)

保安林の指定の解除予定 (二件) (森林保全課)

◇公 告  
行政書士試験の合格者 (地方課)

◇雑 報  
第二種大規模小売店舗についての意見の聴取 (商工指導課)

◇正 誤  
平成三年七月鳥取県告示第五百四十七号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第十四号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社池田薬局	鳥取市今町一丁目三三三	平成四年十二月十五日
元気堂薬局	米子市東福原五五六一	"
北村医院	鳥取市湯所町二丁目二〇五一	平成四年十二月十六日
岩井医院	鳥取市朝月十三三三	平成四年十二月二十五日
伊藤内科医院	米子市上福原一五〇九一	"
医療法人 十字会 野島病院	倉吉市瀬崎町二七一四一	平成四年十二月二十八日

小松医院	鳥取市今町一丁目二八	平成五年一月一日
寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町一三五―三	"
循環器クリニック ク花園内科医院	米子市東福原五八〇―二一	"
医療法人社団上 原クリニック	倉吉市塚町二丁目九六二―二	"
増田耳鼻咽喉科 医院	倉吉市宮川町二五六―四	"
岡医院	岩美郡福部村大字海士四七一 ―一	"
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿二― 五	"
西尾歯科	鳥取市富安一丁目五―二	"
白川歯科医院	米子市河岡六一九	"
ホワイト歯科医 院	米子市石井六九九―三	"
宮田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷四〇四 三―一	"
医療法人社団ヤ チグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬一一九 五―三	"
もりた薬局	八頭郡八東町大字富枝四八	平成五年一月四日
医療法人社団門 脇内科医院	境港市明治町一七〇	平成四年十二月一日

鳥取県告示第十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 医療法人社団門 脇内科医院	所 在 地 境港市明治町一七〇	申出の受理の年月日 平成四年十二月一日
-----------------------------	--------------------	------------------------

鳥取県告示第十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時 平成五年二月十日 午前十時	検査場所 東伯郡赤碓町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	家畜の種類 牛
--------------------------	-----------------------------------	------------

鳥取県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	大原 茂利	西伯郡大山町所子一二〇
"	門 脇 正	西伯郡大山町平木九九
"	川 上 馨	西伯郡大山町末長一九
"	小 原 茂	西伯郡大山町唐王六九九
"	河 本 實	西伯郡大山町清原一三六
"	水 嶋 弘文	西伯郡大山町野田四一
"	山 根 光義	西伯郡大山町上野一五〇一
"	坂 田 清	西伯郡大山町中高四二三

"	坂 田 伊佐夫	西伯郡大山町中高三五〇一三
"	岡 田 三千人	西伯郡大山町中高三六五一九
"	飯 田 廣雄	西伯郡大山町長田三五一
"	來 海 定一	西伯郡大山町莊田九二
"	深 田 照夫	西伯郡大山町妻木四七三
"	金 川 豊	西伯郡大山町稲光六
"	諸 遊 秋夫	西伯郡大山町上萬三
"	種 田 紀秋	西伯郡大山町安原一四四
"	入 江 潔	西伯郡大山町富岡一〇
"	田 中 實義	西伯郡大山町保田八
"	山 根 榮造	西伯郡大山町平田一三五
"	松 下 貞二	西伯郡淀江町大字今津四一三
"	角 積	西伯郡淀江町大字淀江九四二
"	小 原 收	西伯郡大山町豊房一六二一
"	石 原 政秋	西伯郡大山町豊房九九六
"	西 郷 明文	西伯郡大山町宮内一七一
"	大 門 叶	西伯郡大山町坊領一六六一
"	遠 藤 賢次	西伯郡大山町坊領四七八
"	田 中 幸人	西伯郡大山町前三一五
"	稻 田 伊佐美	西伯郡大山町飯戸六八二
"	前 田 叶	西伯郡大山町飯戸一〇八〇
"	秋 本 和彦	西伯郡大山町赤松一一七
"	椎 木 学	西伯郡大山町赤松一一八八
"	陶 山 龍	西伯郡大山町佐摩四六八

" 遠藤 達夫 西伯郡大山町今在家七四  
 監事 小村 朋義 西伯郡大山町所子一二四  
 " 渡邊 重雄 西伯郡大山町妻木四六四  
 " 黒田 政夫 西伯郡大山町坊領三四七  
 平成四年十一月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 大原 茂利 西伯郡大山町所子一二〇  
 " 門脇 正 西伯郡大山町平木九九  
 " 川上 馨 西伯郡大山町末長一九  
 " 小原 茂 西伯郡大山町唐王六九九  
 " 河本 實 西伯郡大山町清原一三六  
 " 水鴨 弘文 西伯郡大山町野田四一  
 " 山根 光義 西伯郡大山町上野一五〇一  
 " 坂田 清 西伯郡大山町中高四二三  
 " 坂田 伊佐夫 西伯郡大山町中高三五〇一三  
 " 岡田 三千人 西伯郡大山町中高三六五一九  
 " 飯田 廣雄 西伯郡大山町長田三五一  
 " 來海 定一 西伯郡大山町莊田九二  
 " 深田 照夫 西伯郡大山町妻木四七三  
 " 金川 豊 西伯郡大山町稻光六  
 " 諸遊 秋夫 西伯郡大山町上萬三  
 " 種田 紀秋 西伯郡大山町安原一四四  
 " 入江 潔 西伯郡大山町富岡一〇

" 田中 實義 西伯郡大山町保田八  
 " 山根 榮造 西伯郡大山町平田一三五  
 " 松下 貞二 西伯郡淀江町大字今津四一三  
 " 角 積 西伯郡淀江町大字淀江九四二  
 " 山根 太 西伯郡大山町豊房三八九  
 " 小原 收 西伯郡大山町豊房一六二一  
 " 石原 政秋 西伯郡大山町豊房九九六  
 " 小椋 愛一 西伯郡大山町豊房一三九  
 " 西郷 明文 西伯郡大山町宮内一七一  
 " 大門 叶 西伯郡大山町坊領一六六一  
 " 遠藤 賢次 西伯郡大山町坊領四七八  
 " 田中 幸人 西伯郡大山町前三一五  
 " 稲田 伊佐美 西伯郡大山町飯戸六八二  
 " 前田 叶 西伯郡大山町飯戸一〇八〇  
 " 秋本 和彦 西伯郡大山町赤松一七八  
 " 椎木 学 西伯郡大山町赤松一八八  
 " 宮永 壽 西伯郡大山町佐摩四六九  
 監事 遠藤 達夫 西伯郡大山町今在家七四  
 " 河上 宣雄 西伯郡大山町所子三七〇  
 " 渡邊 滿博 西伯郡大山町妻木四七五  
 " 黒田 政夫 西伯郡大山町坊領三四七  
 平成四年十一月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 前田 正二 東伯郡東伯町大字中尾一六六
  - “ 河本 幹 東伯郡大栄町大字亀谷二四二
  - “ 谷本 伊勢雄 東伯郡赤碕町大字竹内五八〇
  - “ 宮脇 愛之介 東伯郡大栄町大字瀬戸四一四
  - “ 吉田 明嗣 東伯郡大栄町大字妻波一二六九
  - “ 山下 善男 東伯郡東伯町大字森藤一二八
  - “ 山本 一雄 東伯郡東伯町大字矢下五九八
  - “ 入江 勝太郎 東伯郡赤碕町大字別所四四四
  - “ 豊嶋 信雄 東伯郡赤碕町大字光二三九
  - 監事 岡崎 勸 東伯郡大栄町大字六尾一七四
  - “ 池口 正二 東伯郡東伯町大字光好四六一
  - “ 石賀 伊瑛夫 東伯郡赤碕町大字西宮四六八
- 平成四年十二月二十四日就任 任期 第一回総会まで

鳥取県告示第十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る福部地区第三工区の換地計画を定めたので、同法第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 平成五年一月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
- 福部村役場
- 四 異議の申立て
- 利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治地区第二工区の換地計画を定

めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二十一号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）円通寺地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十二号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）高路地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碓町が行う土地改良事業（単県は場整備事業赤碓地区区画整理）を平成五年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、境港市が行う土地改良

事業（団体営農道整備事業余子地区農道整備）を平成五年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十五号

久米土地改良区が行う土地改良事業に係る高城地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十六号

青谷町が行う土地改良事業に係る蔵内地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十七号

鹿野町が行う土地改良事業に係る柄杓目地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法

律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十八号

鳥取市が行う土地改良事業に係る津ノ井（紙子谷）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。



平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷七六八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字都合谷一五九七の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

平成4年10月25日に実施した平成4年度行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

平成5年1月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

古 田 美 佐 阿 川 貴 司 村 本 順 子  
遠 藤 嘉 浩 藤 田 文 現 銀 谷 正

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、

平成5年1月26日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成5年1月12日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 肇 篤

○法第6条第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所  
北陽株式会社  
倉吉市伊木274番地
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
北陽株式会社  
倉吉市伊木274番地外
- 3 現在の店舗面積  
455㎡
- 4 増加しようとする店舗面積  
2,436㎡
- 5 店舗面積を増加する日  
平成5年5月23日

注 記

平成三年七月鳥取県告示第五百四十七号（木材業者等の登録について）中次の箇所に記すの如き事項を修正する。

頁 誤 正  
十五 增谷恭嗣 塩谷恭嗣